

最近の判例から

(6)

買換えと売却保証

(東京地判 平一〇・六・三〇 判例集未登載) 二木 卓馬

自家の買換えにあたり、物件の購入を先行したところ、旧宅の売却ができず、安値で売却せざるを得なくなつた買主が、媒介業者に対し、売却保証があつたとして、損害賠償を求めた事案において、同保証はなかつたとされた事例(平成一〇年六月二〇日判決 控訴判例集未登載)

一 事案の概要

買主Xら(夫婦)は、ニュータウン内の五〇一号室を低層階に買い換えることとし、平成五年一一月一九日、媒介業者Yの媒介で、別棟二〇二号室を、売主Aから四、一〇〇万円で買い受ける旨売買契約を締結した。同契約締結にあたつて、Yの従業員は、五〇一号室を四、〇〇〇万円で売却する旨契約書を作成して、Xらに説明を行つた。本件契約においては、代金の決済について、

①最終支払日を平成六年三月三一日三、七〇〇万円とし、②代金中一、四〇〇万円については平成六年一月一〇日をローン解約期限とするローン条項を設け、③平成六年三月三一日までに五〇一号室を売却できないときは、B銀行のローンを利用して、代金を支払う旨特約が設けられていた。

五〇一号室の売却については、Xらは、平成五年一一月一四日、Yと専属専任媒介契約を締結した。同契約では、①媒介価額四、一五〇万円、②媒介価額が不適当となつたときは、Yは媒介価額の変更を助言する旨約定されていた。

Xらは、平成七年、東京都、建設省に苦情を申し立て、また、Yを糾弾するビラの配布、電柱貼布を行つたりして、平成八年一〇月、Yに対し、損害賠償を求めた。

Xらの主張は、次のとおりである。
 (1) Yは、五〇一号室を四、〇〇〇万円で売却する確約をしたのに、これを履行しない債務不履行があり、
 (2) また、Yは、①四、〇〇〇万円で売却でききるのが確実であるとの不実の事実を告げ、②断定的判断を提供し、③Xらの解約申入れに対して威迫したから、不法行為責任がある。

Yの提案する売出価額の減額に難色を示し、容易に応じなかつた。

結局、Xらは、残代金決済日までに売却ができなかつたので、買換ローン三、三〇〇万円(公庫融資一、四〇〇万円、B銀行ローン一、九〇〇万円)を組んで、残代金を支払つた。

二 判決の要旨

これに對して、裁判所は、次のような判断を下した。

(1) 債務不履行の主張については、

① 媒介は、買主・賣主間の仲立業務であつて、売買価額及び売買時期は購入希望者次第であり、媒介業者が呈示する代金額は売買価額の見通しに過ぎず、特別の事情のない限り、これを保証するものでないところ、

② Xらは、この媒介の性質を十分に認識した上で、行動し、かつ、Yの保証を窺わせる文書は存在せず、本件媒介の経過等に照らすと、Yの当初呈示額四、〇〇〇万円は代金予想価額の呈示に過ぎず、これを保証したものではないから、Xら債務不履行に基づく請求は、失当であるとし、

(2) 不法行為の主張については、不実の事實の告知、断定的判断の提供、威迫ともに認められないとし、

(3) よつて、Xらの本訴請求は理由がないとして、棄却した。
なお、本件は、控訴されている。

三 まとめ

本件は、売却保証の約束が争われた事案であるが、買取約束について、最高判平八・一

一・八（判例集未登載、本誌三八号三八頁）、媒介価額の成約努力義務について大津地判平九・三・七（判例集未登載、本誌三七号八一頁）、また、媒介業者の取引価額調査義務違反を認めるものとして、東京地判平一・三・二九（判時一三四四号一四五頁）がある。最

近は、物件価額が値下り傾向にあるから、買換えの場合売却価額の決断が難しい。決断が遅れると、損害が大きくなる傾向がある。本件も、そのような一例である。